

『人権施策や環境にやさしい安心安全な住みよいまちづくり』めざして

- I. 行政改革と市民主役のまちづくり
- II. 安心して子育てができるまちづくり
- III. 誰もが安心して暮らせる健康福祉のまちづくり
- IV. 全ての子どもが希望あふれ心豊かに育つ教育文化都市をめざして
- V. 持続可能な環境に優しく、安全快適なまちづくり
- VI. 未来に希望が持てる魅力ある産業・農業の活性化

I. 行政改革と市民主役のまちづくり

- ① 自立した市政運営を実行する政策決定のための体制
 - ・ 外部評価を受けて更なる事業仕分けの視点からの事務事業評価の構築継続第一次総合計画改訂版ロードマップの進捗管理を

(回答)

行財政改革推進計画に基づく取組みを進めるとともに、野洲市第一次総合計画改訂版については、ロードマップによる進捗管理を行い、各事業の効果的かつ効率的な実施に努めています。

なお、平成25年度から実施してきた外部評価については、職員に対しても、事業運営における公平性・公正性・透明性の確保や効果的かつ効率的な進捗管理の意識付けができたこと、また、市の施策については、「まちづくり井戸端座談会」や「元気なまちづくりトーク」など積極的な情報公開により、市民から直接意見をいただく場が確保されていることから今年度より廃止しました。

【所管部：政策調整部】

- ② 市独自の地域課題を解決する政策立案ができる体制の確立
 - ・ 職員の日常の業務の中で生じる課題への問題意識し庁議でさらに検討し発想から課題解決のための政策、施策立案ができる職員の意識改革と能力向上、政策調整部の充実継続

(回答)

市の基本方針及び重要施策を審議し、適正かつ効率的に推進するために庁議を設置し、地域課題解決に向け、取り組んでいます。

また、企画立案能力の向上を目指すとともに、野洲市職員提案規程により、市の行政事務及び施策に関する改善意見を提案できる仕組みを設けています。

引き続き、円滑に施策推進が図れるよう、人員の配置や組織体制の整備に努めていきます。

【所管部：総務部】

- ③ 補助金のあり方を検討し更なる公平性に努め透明性を持続、さらに必要による検証

(回答)

補助金のあり方及び交付基準については、公平性及び透明性の観点から平成19年1月に策定した第1次野洲市補助金の整理合理化に関する指針に基づき運用しているところであり、行財政改革推進計画における事務事業のあり方の見直しの中で、課題となる補助金の見直しを図っていきます。

【所管部：政策調整部】

- ④ 「第二次定員適正化計画」の進捗による、職員の適正配置と部課の「人材育成方針」の改訂推進
- ・ 正規職員、嘱託職員、臨時職員の業務内容に応じた長期視点での適切な人員配置の構築、人事課の活用性人材育成方針の改訂による改善を

(回答)

「野洲市定員管理計画」に基づき、計画的な職員の採用、ジョブローテーション等により適切な人員配置に努めていきます。

また、専門的知識や技術を必要とする職種については、正規職員の育成と嘱託職員の雇用により市民サービスの充実を図ります。

人材育成については、「野洲市職員能力向上の基本方針」に基づき、職員の意識改革を図り、能力向上に努めていきます。

【所管部：総務部】

- ⑤ 「窓口サービス向上市民アンケート」継続と周知徹底、職員の一市民への心遣いのできる接遇姿勢の向上

(回答)

市長への手紙や窓口でいただいたご意見などを生かし、接遇向上につながる研修等の取組みを進めていきます。

なお、昨年度実施しました市民アンケートについては、必要に応じて実施します。

【所管部：総務部】

- ⑦ 公共施設の入札における公共コンペ方式、プロポーザル方式等、導入、選考過程の公開、更なる透明性

(回答)

これらの手法は随意契約であるため、運用には慎重な判断が必要です。目的に応じたよりよい手法を見極めたうえで、策定済みのガイドライン等により公平性、透明性、

競争性を確保し事業を進めます。

【所管部：総務部】

⑧ 「公共施設等総合管理計画」の進捗推進。

- ・ 遊休地^{ゆうきゆうち}の利活用、また、財産管理を含め不要建物等の処理を

(回答)

野洲市公共施設等総合管理計画については、1月に計画案のパブリックコメントを行い年度内に策定を終える予定です。

市有地の普通財産は、行政運営上支障が出ない限り、売却が可能と見込まれる市有地を選定し、公募にて競争入札による売却を実施しています。また、貸出のニーズがある土地については、賃貸借契約を締結した上で有償にて貸出を実施しています。

また、行政財産の用途を廃し、不要となった建物等については随時除却しています。

【所管部：総務部、政策調整部】

II. 安心して子育てができるまちづくり

① 縦割りでない総合的に子育てを支援できる施策の推進

- ・ 子どもに関する施策を一元化し、総合的かつ機動的に推進

(回答)

子育てに携わる関係機関と連携を強化し、情報共有に努め機動的で総合的な支援ができるよう継続して努めます。

【所管部：健康福祉部】

- ・ 待機児童がいない街づくりを

(回答)

待機児童対策については、「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」に基づくこども園整備や、民間保育所の移転整備等に対する支援などの取組みにより、平成23年から今日まで145人の定員拡充を図ってきました。また、来年4月には民間保育所分園の開園を支援することにより、さらに20人の定員を確保し、(仮称)三上こども園整備においても保育所定員の拡充について検討しており、一定の確保はできたと考えています。

しかし、保育士が不足することから待機児童が解消できない状況であり、今年度に「野洲市三方よし人材バンク」を設立し、民間保育所や公立保育園、こども園、幼稚園及び学童保育所も対象とした人材確保に取り組んでおり、少しずつ成果を収めているところです。

今後も引き続き人材バンク事業を充実し、待機児童の解消が実現できるよう取り組めます。

【所管部：健康福祉部】

・子育て3法実施の充実と支援事業計画作成を

(回答)

「野洲市子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年3月に策定し、関係課と連携を図りながら各施策の実施に努めています。今後も引き続き子育て支援がより充実したものとなるよう取組みを進めます。

【所管部：健康福祉部】

・子育て遊び場づくりの充実を

(回答)

子育て遊び場づくりについては、今年度より野洲市子育て支援センターに利用者支援員を配置して、子育てに関する相談窓口の強化を図るとともに民間の子育て支援センターとの連携強化を行い、未就園児を中心とした親子の活動場所の提供や相談の充実を行っています。

今後は、子育て情報誌の充実をはじめ情報発信手段、子育てサークルの支援を含めた子育てに関する取組みの充実を図れるよう検討したいと考えています。

【所管部：健康福祉部】

・こども館等の検討、土日休日の居場所づくりを

(回答)

本市では、平成27年度まで子育て支援策の一つとして、また同和対策事業の一環として地域の子育て環境の支援を行うため児童館事業を行ってきましたが、学童保育所をはじめ様々な子育て支援の取組みを行ったことにより、子育て支援の一定の充実が市域全域で図れたことから、その役割を終えたものと考え、平成28年3月31日で廃止しました。

子育て支援については、保育所の待機児童や病児保育の実施、さらには生活困窮世帯の子育て支援など引き続き取組んでいかなければならない課題があり、これについては個々の課題についての的確に対処できる取組みにより対応したいと考えており、こども館等による対応は、現時点では考えていません。

土・日曜日の居場所づくりについては、基本的には家庭や地域で家族等と過ごすことが理想だと考えています。しかし、職業の多様化等により土・日曜日等に家族と過ごせない子どもがいることも事実です。土・日曜日等の子どもの活動としては、スポーツ少年団や青少年団体等の活動、あるいは各施設等で実施する事業等を通じて取り組んできたところであり、今後も引き続き取組みます。

なお、学童保育所の土曜日開所について、これまでもニーズがあることから、利用者等の意見も聞きながら実施に向けた検討を進めたいと考えています。

【所管部：健康福祉部】

Ⅲ. 誰もが安心して暮らせる健康福祉のまちづくり

- ① 女性と子どもの健康と命を守るための子宮頸がんの予防ワクチン、ヒブワクチンの予防接種の公費助成継続を

(回答)

両ワクチン共に平成 25 年度から定期予防接種の対象となり、全額公費で実施しています。平成 29 年度も同様に継続実施します。しかし、子宮頸がんの予防ワクチンについては積極的な接種勧奨の差し控えが継続されています。

【所管部：健康福祉部】

- ② 独居高齢者や老老世帯への地域支援体制の整備

- ・ 高齢者の肺炎球菌ワクチンの実施、自助、共助、公助、互助
買い物難民支援や安否確認の更なる充実の考え方の充実を

(回答)

高齢者肺炎球菌ワクチンは、成人の肺炎の 25%～40%を占め、高齢者が罹患すると重篤化するため、発生および重症化予防を目的に、平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間は経過措置として、65 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの年齢の方としています。また、60 歳～64 歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方も対象になります。接種回数は、1 人 1 回で、自己負担額は 2,500 円で受けていただいています。平成 31 年以降の当予防接種は、65 歳の方と 60 歳～64 歳の免疫機能に障害のある方とされていますが、経過措置期間の接種状況等を踏まえ国で再検討される予定です。

さらに、平成 29 年度より予防接種率の向上を図るために、予防接種履歴の確認を行いながら、個別通知の実施にむけて検討しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりには、小地域のネットワーク活動として民生委員や自治会役員、老人クラブ、地域のボランティアなどの協力による見守りが大切であり、連携を図りながら支援に努めています。また、野洲市くらし支えあい条例に基づき、高齢者の異変の早期発見及び早期対応に資するよう、事業所と連携し、見守りネットワークの構築を図ります。買い物支援については、一部の地域でのボランティアの取組みや、店舗によるサービスが始められていることから、地域資源の見える化を図るとともに、支援体制づくりに努めます。

【所管部：健康福祉部】

- ③ 在宅で介護ができる 24 時間訪問看護の体制の推進と在宅介護
家族への支援拡充継続を

- ・ 野洲病院との連携で地域包括ケアシステム体制の更なる充実を

(回答)

野洲市地域医療あり方検討会の「24 時間訪問看護・介護検討会」において市内訪問看護ステーション 4 ヲ所と訪問介護事業所 11 ヲ所が集まり、在宅での療養を支える連携体制についての検討や、在宅医療に関する研修会などを行い、顔の見える関係づくりや、訪問介護職員のスキルアップに努めています。

また、野洲病院主催の「地域の医療・看護・介護をつなぐ合同勉強会～医-居ネット YASU～」に市職員が参加し、「地域包括ケア」をテーマに勉強会を開催するなど、病院との連携を図っています。今後も野洲病院、地域の医療機関、介護保険事業所等との連携を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めたいと考えます。

【所管部：健康福祉部】

④ 団塊の世代の方々が元気に暮らせるまちづくりの推進

- ・ ボランティアによるポイント制の導入を活用し元気な高齢者活動の場所づくりを。

(回答)

ボランティア活動を通して積極的に社会参加し地域貢献をしたいという方々に対しては、まず、地域のニーズ、ボランティア活動の方法や運営などについて情報提供や支援を行う仕組みを充実させていく必要があると考えています。

なお、ボランティア活動は、無償ではあるからこそやりがいや生きがいを感じるという方が多い状況の中で、ポイントを対価とする制度の在り方については、課題もあり慎重に検討していきたいと考えます。

【所管部：健康福祉部】

- ・ 地域における居場所づくり「ふれあいサロン」の充実継続

(回答)

高齢者の生きがいづくり及び閉じこもり予防、並びに地域の支え合い活動を進めていくために、サロンの新たな地域での立ち上げや運営に対し、野洲市社会福祉協議会を通じて支援していくとともに、まだサロンを開催されていない自治会への働きかけについても、押し付けにならないように配慮しながら進めていきたいと考えています。

【所管部：健康福祉部】

- ・ 地域全体で高齢者（特に認知症）を支えるネットワークへの強化

(回答)

「認知症サポーター」の養成講座を各種団体、企業、学校等に出向いて開催し、認知症の方を理解し、見守るために必要な知識の普及啓発を行っています。

また、認知症者を含む高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりには、小地域のネットワーク活動として民生委員や自治会役員、老人クラブ、地域のボランティアなどの協力による見守りが大切であり、地域の高齢者の支援を検討する「個

別地域ケア会議」などを通して連携を図りながら支援に努めています。また、野洲市くらし支えあい条例に基づき、高齢者の異変の早期発見及び早期対応に資するよう、事業所と連携し、見守りネットワークの構築を図ります。

【所管部：健康福祉部】

・ 認知症キャラバン隊養成講座の更なる充実を

(回答)

認知症の人やその家族を見守り、支える「認知症サポーター」を養成する出前講座を市民、企業、学校などを対象に開催しています。その講座の講師役となる認知症キャラバン・メイト(以下「メイト」)の養成講座は、湖南4市が共催で開催しています。

市では、メイト間の情報共有を図り、活動についての検討を行うための「連絡会議」を開催し、メイト活動の支援を行っています。今後、認知症サポーターが認知症カフェ等、地域での活動を行えるよう、上級な講座を開催し、認知症サポーターの活動を充実させていきたいと考えます。

【所管部：健康福祉部】

・ 成年後見制度の活用、周知をしていくこと継続

(回答)

平成24年度より湖南4市が協定締結したうえで、「特定非営利活動法人成年後見センターもだま」と業務委託を締結し、対象者の親族や関係機関からの相談や申立手続きの支援を実施しています。また、今年度は、法人による受託事業として、「高齢者・障がい者なんでも相談会」を1回、「成年後見制度に関する相談会」を3回実施し、成年後見制度の周知や活用に向けた相談に応じています。

今後も、制度の活用と啓発に努めます。

【所管部：健康福祉部】

・ 講習会等の講座を定期的開催

(回答)

認知症については「認知症サポーター養成講座」を自治会、企業などに出向いて実施しています。権利擁護・高齢者虐待防止や、在宅医療・介護連携等に関する知識の啓発・普及のための出前講座も開催しています。介護予防に関しては、介護予防の知識を得ると同時に、地域の介護予防事業をサポートしていただくための「介護予防サポーター養成講座」を開催しています。今後も継続して開催し、充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

⑤ 障がい者福祉施策の推進

・ 就労支援対策の推進と生きがいのための余暇支援活動の推進

・ 関係機関との更なる連携強化と就労支援の充実 継続

(回答)

障がい者の就労については、障がいの状況に応じた多様な雇用の場の創出が必要となるため、雇用・就労機会の確保と拡大、事業所の運営安定に向けた施設用地等の賃借料助成等必要な財政支援を引き続き行うとともに、市関係課はもとより働き・暮らし応援センター、特別支援学校等の関係機関との連携を強化することにより、就労相談支援の充実に努めます。

余暇支援活動への支援については、本市として、なかよし交流館を活用した障害者スポーツ大会、作品展や各種レクリエーション等の支援又は実施をし、さらに県主催事業を支援しつつ、障がい者の社会参加の促進を図っています。

また、学齢期にある児童に対しては、学校の長期休暇（春休み・夏休み）期間中にホリデースクール事業を実施し、余暇活動を支援します。

さらに、成人期の余暇支援活動のサービス向上を一層図れるよう、関係機関と検討を行ない支援の充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

・ 青年、成人期の発達障害者の方への相談体制更なる充実と継続を

(回答)

発達支援センターでは、乳幼児期から成人期までの心身の発達に支援を必要とする人に対し、保健、医療、福祉、教育、就労、その他関係部署・機関と密接に連携しながら、ライフステージを通じた一貫性のある相談支援を総合的かつ継続的に行っています。

相談支援担当職員として心理職・保健師に加え、平成 27 年度からは嘱託教員を、28 年度からは正規職の教員を配置して相談支援体制の充実に努めています。今後も引き続き、相談支援のさらなる充実した取組みを進めていきます。

【所管部：健康福祉部】

- ・ 障がい者虐待防止の充実を
- ・ 障がい者虐待防止センターの充実とネットワークの強化継続を

(回答)

障がい者虐待防止に関する広報誌への記事の掲載や街頭啓発、講演会等を行うことで、「市障がい者虐待防止センター（障がい者自立支援課地域生活支援室内）」が虐待の通報や相談の窓口であることを市民等に周知し、障がい者虐待の早期発見、早期対応に努めています。

また、「野洲市障がい者虐待防止連絡協議会」において検討し作成した「野洲市における障がい者虐待防止と対応マニュアル」の活用や事例検証等をするなどして、関係機関等の役割を確認し、ネットワークの強化に努めているところです。このため、虐待事象が発生した時は、対応マニュアルと協議会のネットワークにより、処遇に生かしています。

今後においても、関係機関等と連携し、障がい者虐待防止に向けたネットワークの

強化を図るとともに、市民等への障がい者虐待防止への理解を深め、相談支援の充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

⑥ うつ病、引きこもり, DV, の相談体制の更なる継続を相談窓口の更なる周知

(回答)

うつ病については、健康福祉センターで毎週、心とからだの健康相談を実施しているほか、心といのちの相談専用電話を開設し、いつでも気軽に相談していただける体制づくりに努めています。

また、必要に応じて市の関係課、県の保健所、医療機関等、関係機関と連携し、その方の問題解決が図れるように配慮しています。

引きこもりにはさまざまな要因があることから、関係課とともに総合相談窓口である市民生活相談課が相談支援に当たります。支援を進めていくうえで必要に応じて関係課や県等の関係機関とも連携を深め、充実した支援を行っていくとともに市民への周知に努めます。

DV(ドメスティックバイオレンス)相談体制については、大津地方法務局及び警察、女性センター、男女共同参画室総合相談室など国や県の機関に加え、被害者と身近に接する立場にある市の相談窓口整備等の取組みも極めて重要です。このことから、本市の市民生活相談課、人権センター相談業務部署との連携と、これらの相談窓口を広く周知するため、市家庭児童相談室作成のリーフレットや県作成の相談カードによる相談窓口の紹介、市広報・ホームページを利用した広報の充実に努めています。

【所管部：健康福祉部】

⑦ 1歳未満の乳児に対して、B型肝炎予防の定期接種の継続
・ B型肝炎予防の定期接種さらに1歳から4歳までの幼児対策を

(回答)

B型肝炎の予防接種は平成28年10月1日より定期予防接種になり1歳未満の乳児に継続実施されています。

平成29年度の新規事業として、平成29年度中に2歳から4歳になるB型肝炎予防接種未摂取者に対して、3回の助成回数で指定医療機関によりB型肝炎ワクチン任意接種公費助成事業を実施し、幼児のB型肝炎ウイルスへの感染及び持続感染化による慢性肝炎疾患の予防を図ります。

【所管部：健康福祉部】

IV. 全ての子どもが希望あふれ心豊かに育つまちづくりをめざして

① 全ての子どもが生きる力、豊かな心を育む学校教育の支援・推進

- ・児童生徒の最大の環境である教師の教師力をつける研修体制づくりを

(回答)

野洲市教育研究所の研修講座の中に、「道徳教育」や「英語教育」「特別支援教育」「ICT教育」など、最近の教育的ニーズに沿った講座を開設するとともに、「生徒指導」や「人権教育」「学級づくり」など、教師の人間力を高める講座を開設し、教師力の向上と充実を図っています。

【所管部：教育委員会】

- ・野洲市教師育成塾の充実と成果を生かし更なる充実を

(回答)

市教師塾の対象を教職員の経験年数やライフステージに応じた内容に厳選し、各講座を開設してきました。特に、今後増加する若手教職員の育成に向け、研修の充実を図ってきたところです。今後も、教職員の意見を取り入れ研修の充実を図っていきたいと考えています。

【所管部：教育委員会】

- ・発達障害児への支援のための市単費加配や支援員への継続

(回答)

特別な教育的支援を要する児童・生徒の数はますます増加しています。支援員等の配置については今後も継続し、必要に応じてさらに充実させる方向で配置計画を考えています。

【所管部：教育委員会】

- ・支援員、特別支援教育コーディネーター、マネジメント加配職員の更なる充実をまた県への予算要望等

(回答)

市費のコーディネーター・マネジメント加配のさらなる充実を検討しています。また、県に対しては、コーディネーター加配教員の配置や特別支援学級全体の運営を担う新たな教員の配置を求めています。

【所管部：教育委員会】

- ・不登校や発達障害で悩む子ども、親への相談の場づくり、学習支援体制の充実

(回答)

不登校や発達障がい悩む子どもや親への相談の場として、まず、小中学校の教育

相談コーディネーターや特別支援教育コーディネーターが相談窓口となり、各校に配属しているスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）などと連携してその任にあたっています。

また、必要に応じて、ふれあい教育相談センターのカウンセラーと連携し、専門的な相談（電話・来所）につないでいます。不登校にある児童生徒に対し、学校復帰に向けて適応指導教室「ドリーム教室」を開設し、子ども一人ひとりの実態と状況に応じたきめ細かい対応と学習支援体制を整えています。また、発達障がいや悩む子どもや親に対しては、市の発達支援センターで電話相談・来所相談により相談の場を提供しています。

【所管部：教育委員会】

・ふれあい教育センター「ドリーム」継続と充実

（回答）

不登校にある児童生徒に対し、「学校復帰」に向けた適応指導教室「ドリーム教室」を開設し、子ども一人ひとりの実態と状況に応じたきめ細かい対応と学習支援体制を整えています。「ドリーム教室」では、様々な体験的活動や教科学習にも取り組んでいます。今後も学校や関係機関と連携を密にしながら、子ども一人ひとりの状況やペースを大切にしながら活動の充実に努めます。

【所管部：教育委員会】

・児童生徒の電話相談窓口の創設を特に休日、夜間対策を

（回答）

生命の危険につながるような緊急性を伴う事象の相談窓口は県や市にもあります。それ以外の事象に関する児童生徒の電話相談窓口の休日、夜間対応を行う予定はありません。

【所管部：教育委員会】

・一人一人の個性を活かし伸ばしていける教育、他人への思いやり、想像力を育み、対話力を伸ばす教育、特にいじめ問題の早期解決へ
道徳教育、人権教育の充実を

（回答）

道徳教育については「教科化」に向け、研修と研究の場を大切にしていきます。また、人権教育の推進については、これまで培ってきた研究や実践を生かし、その充実に努めます。いずれにしましても、「いじめ問題」は社会の喫緊の課題であると捉え、各教科をはじめとする教育活動全体を横断的に捉えながら、道徳教育や人権教育を推進しています。

【所管部：教育委員会】

- ・発達障害児への個々の発達に応じた教材の選定と教師の研修

(回答)

子どもの個々の発達に応じた教材については、各校でしっかりと選定しています。また、発達障害にかかる教員研修については、各校での校内研修や教育研究所の講座等で、今までから十分な時間をかけて取り組んできています。

【所管部：教育委員会】

② 感性を育む読書への推進のための充実した学校図書館の整備

- ・常時開かれた学校図書館実現への人的配置推進
- ・図書ボランティアの活用、読み聞かせボランティアの活用充実を
- ・児童同士の整理整頓の訓練の場所を書教諭、学校図書ボランティア同士の連携、研修、助言のできる体制づくりを
- ・更なる充実と継続・ボランティアグループ募集を

(回答)

開かれた学校図書館の実現には、常駐できる人的配置が必要ですが、現在のところ学校司書の配置は難しい状況です。そのため、各学校では学校応援団等の組織を使って、図書ボランティアの支援を活用する体制で進めています。図書ボランティアによる読み聞かせや図書の修繕・整理等に大いに協力いただいています。また、図書委員会の児童生徒と連携して、図書の整理整頓等の活動の支援をいただいている学校もあります。今後、学校の司書教諭を窓口にして、ボランティアとの連携を図りながら、さらなる充実を図りたいと考えています。

【所管部：教育委員会】

③ インターネットによる有害情報から子どもを守る施策

- ・携帯電話の使用に関する家庭への啓発
- ・特に書き込みによるいじめ等の監視
- ・ネット依存症の早期発見を検証

(回答)

インターネットや携帯端末の利用による情報モラルの指導については、教科や学級活動の時間を活用し、子どもたちへの指導に努めているところです。また、PTA と連携し、保護者への啓発にかかる研修会等も開催しているところです。

ネット依存や SNS の利用による様々なトラブルに巻き込まれる危険性については、持たせる側の責任を十分認識し、その管理について責任を持って対応することが重要であること等、さらに啓発に努めて行く必要があると考えています。

【所管部：教育委員会】

- ④ 心豊かな感性を育む日本の伝統文化や芸術にふれる教育施策の推進
・本物の芸術文化に触れあう機会の更なる充実 継続

(回答)

各学校では、学校の実態に応じて、日本の伝統文化や芸術にふれる機会の確保に努めています。和楽器の演奏や雅楽の鑑賞、作陶体験や芸術鑑賞、あるいは、古典の学習や歴史・文化遺産の見学はその一例です。今後も、各学校における取組みの充実を図っていきます。

また、今年度も、芸術文化に触れあう取組みとして、びわ湖ホールでの舞台芸術を鑑賞する機会を設けました。今後も、さらに充実した取組みができるよう努めていきます。

文化振興の側面からも、共催事業として、一昨年度は「能へのいざない(3回講座)」、昨年度は「能楽教室」、そして今年度は「能楽大連吟」を文化ホールで開催しています。

一昨年度は中学生料金、特に今年度は当日鑑賞料金を設定と併せて、市内小中学生300名(先着)を無料招待し、青少年層の参加促進を図りつつ、伝統芸能の学びと体験する機会を提供しており、今後も継続的な取組みとなるよう努めます。

【所管部：教育委員会】

- ⑤ 担当教師が、児童生徒と接する時間を十分確保し、一人ひとりが個性を育む教育の推進

(回答)

教職員の勤務時間については、会議や校務の合理化、事務分担の適正化、文書のデータ管理化等により、その縮減に向けて取り組んでいます。現在、校務支援システムの導入による事務軽減についても検討しています。こうした取組みにより、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間とゆとりを確保し、子どもの個性を伸ばす教育をさらに推進していきます。

【所管部：教育委員会】

- ⑥ 通学路の更なる安心安全な取り組みを継続する
・安全教育の充実と通学路の点検整備

(回答)

通学路の安全性を向上させるため、野洲市通学路交通安全推進会議を昨年度より新たに立ち上げ、野洲市通学路交通安全プログラムを策定しました。

この会議は、学校、保護者、道路管理者、警察や自治会の代表等の委員で構成し、通学路の合同点検やその対策の検討などを毎年行い、プログラムの更なる改善と充実をPDCAサイクルとして、本年度も取り組んでいます。

通学路の安全性を向上させるための方策として、「スクールガードや保護者による見守り活動」、「子どもへの安全教育」や「視覚効果に訴える対策」が非常に必要かつ大切な対策であるとの議論を行っており、今後もその対策が推進できるように、その啓

発活動や子どもへの教育などを行っていきます。

【所管部：教育委員会】

⑦ 学校施設の快適性に予算の確保を

- ・グラウンドの撥水性の問題、児童生徒用便所の清潔に等

(回答)

学校施設の維持管理については、学校現場と連携し、子どもたちの学ぶ環境の改善に向けて順次整備を図っていきます。

【所管部：教育委員会】

V. 持続可能な環境に優しく、安全快適なまちづくり

①安心なまちづくりの推進

- ・地域のコミュニティを活かした防災・防犯への協働の取り組み推進

(回答)

現在行っている「自主防災組織等リーダー研修会」は、自治会長や自主防災組織の長を対象に、災害時の初動体制や資機材の取扱いなど、基礎知識の習得に重点を置いています。

今後は、前述の研修に加え、災害時に懸念される避難所での生活などを想定し、地域住民主体による避難所の設置・運営に向け、まずは、市職員が指導者となって避難所開設を中心とした具体的、実践的な研修訓練を実施できるよう教職員や社会福祉協議会の職員も交えた避難所開設訓練を計画しています。

なお、自治会における消火栓器具格納箱の整備や防災資機材の購入については、「野洲市自治会活性化補助金」により取組みを支援しています。

【所管部：市民部】

- ・環境に適した CO2 削減に起因する街灯の LED 照明取り替え

(回答)

市が管理する防犯灯については、防犯灯の LED 化により消費電力が約 2/3、温室効果ガスの削減にもつながるなどの理由からから、新設及び器具の交換が必要となった場合に、順次 LED 化を進めています。

また、自治会が管理されている防犯灯についても各自治会において積極的に LED 化を進めていただいています。なお、自治会における防犯灯の LED 化については、「野洲市自治会活性化補助金（1/2 補助、40 万円限度）」として取組みを支援しています。

【所管部：市民部】

- ② 誰もが気軽に憩える都市公園の整備、高齢者社会に対応した
・ウォーキングやリハビリができる公園の整備の充実を

(回答)

(仮称)野洲川北流側帯公園整備事業については、事業の中止に至ったことから、スポーツ・レクリエーション活動の拠点の一つである野洲川河川公園について、適切な維持管理を行い、できる限り利用者の多様なニーズに応じていくほか、一部の機能移転も含めて引き続き検討を行っていきたいと考えています。

また、野洲駅南口周辺整備においても、構想の中で誰もが自由に利用できる市民広場を整備機能の一つに位置付けており、今後具現化を進めます。

【所管部：都市建設部】

- ・ 既存の公園の維持管理で児童が遊べる公園遊具の充実を

(回答)

既存の公園については、適正な維持管理を基本として近隣住民が気軽に利用でき、憩える場所となるように取り組んでいます。設置している遊具についても毎年点検を行っており、予算の範囲内で計画的に修繕を実施し、誰もが安全に利用できるよう努めています。

【所管部：都市建設部、健康福祉部】

- ③ 景観施策の推進、野洲市景観条例をもとに、自然景観への市民との協働による都市計画の連携

(回答)

都市計画施策による活性化と景観施策による良好な景観形成は、相互に補完し合いながら推進することが重要です。都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」や景観形成計画に基づき、市民・事業者・公共の協働により、目標とするまちづくりについて合意形成を図りつつ快適なまちづくりを進めます。

【所管部：都市建設部】

- ④ 車に頼らない公共交通体系の検討・施策推進

- ・ 高齢化時代に対応できる福祉施策の観点と環境施策とも連動した公共交通システムの構築

(回答)

現在、人口減少や少子高齢化社会においても持続可能な都市づくりを進めていくために、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指した立地適正化計画を検討しています。

計画では、つながりを軸とした住みたい住みたいと思えるまちづくりを実現するために、都市の拠点である野洲駅周辺の中心拠点や北部合同庁舎周辺の地域拠点と

居住地とのつながりのために必要な施策として、コミュニティバスの利用促進、バリアフリー化、バス路線やダイヤ編成の見直し検討など、公共交通ネットワークの充実に向けた具体的な検討を進めます。

【所管部：市民部、都市建設部】

・コミュニティバスの更なる充実

(回答)

平成 29. 30 年度において路線等の見直しを予定しており、利用者の需要に合わせたサービスが提供できるよう検討を行います。

なお、野洲市コミュニティバスの充実については、例えば日曜日運行などの増便は、増車も含めたさらなる運行経費が必要であり、利用状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。

【所管部：市民部】

⑤ 太陽光発電、雨水利用、ゴミ減量、リサイクル等持続可能な循環型社会形成に基づく施策の推進

(回答)

循環型社会形成については、平成 29 年度発効の第 2 次環境基本計画において基本目標の一つに位置付けており、3R の促進、廃棄物の適正処理及び地球温暖化への対策の各種施策を推進して循環型社会の実現を目指します。

【所管部：環境経済部】

・生ゴミの堆肥化等、メガソーラによる空き地活用

(回答)

生ゴミの堆肥化については、生ごみの減量化及び排出抑制に資するものですので、生ごみ処理容器の購入者に対して購入費を補助しており、引き続き普及に努めていきます。

メガソーラーによる空き地活用については、メガソーラーが設置可能な市有地はないと認識しています。

【所管部：環境経済部】

・新クリーンセンターの熱利用の取り組み

(回答)

新野洲クリーンセンターの熱利用の取組みとしては、施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件が熱回収率10%以上であることから、熱回収施設でゴミ焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収し、場内での利用のほか、場外利用可能な余熱を

温水利用するものとして、旧クリーンセンター解体跡地に建設予定の余熱利用施設へ供給する計画です。

余熱利用施設の整備にあたっては、健康増進機能を主とした温水利用により、市民の健康の保持・増進と交流を図り、また、広く利用対象者を求めることとして地域活性化機能も取り入れ、周辺の地域資源を活用しながら、「余熱エネルギーを活用した野洲市の賑わいと健康を創出する地域活性化拠点」として、28年度中に余熱利用施設整備基本計画を策定します。

【所管部：環境経済部】

・新電力による予算削減の見直しを計る事

(回答)

新電力による予算の見直しについては、新電力の導入効果が高いとされる負荷率30%未満の施設について電力調達入札を執行し、平成28年2月から市役所庁舎と北部合同庁舎、平成28年7月から学校や体育館、文化ホール等で新電力を導入しています。

市役所庁舎と北部合同庁舎においては、2月以降における前年度比として、電気使用量は微増していますが、電気料金は約20%減っています。

【所管部：総務部】

VI. 未来に希望が持てる魅力ある産業・農業の活性化

① 農業の再生、活性化

・農家と担い手をつなぐ農地中間機構の活用と整備

(回答)

平成26年度から滋賀県では、農林漁業担い手育成基金において農地集積の事務を進められているところであり、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を目標とし、これまでの人・農地プランの見直しと連動させることにより効率的かつ効果的に事業を推進されています。今後も、関係機関・団体の密接な連携・協力のもとに農地中間管理事業の円滑な実施が図られるよう協議していきます。

【所管部：環境経済部】

・食育やB級グルメイベントのような仕掛けを通して市民への地産地消の啓発継続。

(回答)

本市では、やすまるひろば、各コミュニティーセンターの収穫イベントやJAまつりなど、さまざまなイベントが数多くあり、当該イベント時には食育の推進ブースを設置し、啓発活動や地産地消の推進を図っています。さらに、市が事務局で市内農業者

等が会員の「まるかじり協議会」の事業で、市内の飲食店と市内の生産者をつなぎ、新しいメニューの開発・販売（平成 28 年度は、①なりくらまくわを使ったケーキ、②吉川ごぼうを使ったスープとケーキ、③琵琶湖で採れたスジえびのピザ）を行っています。

また、「野洲市農山漁村活性化推進協議会」では家棟川エコ遊覧船と地域資源、特に食を生かしたグリーン・ツーリズムの推進に、自主的に取り組んでおられます。この取り組みにおいては、琵琶湖の魚介類や地域の農産物を食し、農漁業の体験を通じて地域の農林水産物の消費拡大を目指されており、引き続き市としても支援していきます。

【所管部：環境経済部】

- ・農商工連携促進への施策・支援
(地域特産物の掘り起こしの拡充と継続)

(回答)

野洲市花火大会やオクトーバーフェスト&ジャズフェスなどの機会を捉え、地域の店を出店するなど、各種団体などと連携して地域資源のおもてなし発信を行っています。また、従来から地域で生産されている地域の農産物や琵琶湖の湖魚などの PR についても、びわこビジターズビューローなどと連携し、県内外に情報発信を行っています。

【所管部：環境経済部】

- ②大学や企業の知・技術を活かした環境や健康、福祉等の未来志向の産業への投資

(回答)

起業家への支援も含めた新たな仕組みとして、産業競争力強化法に基づき、創業支援事業計画を策定し、商工会や地域の支援機関と連携しながら、市内への新規事業を支援します。

【所管部：環境経済部】